

令和5年度三原市職員採用資格試験要項

令和5年8月31日

三原市試験委員会

第一次試験日	令和5年10月15日(日)
申込受付期間	令和5年9月1日(金)～令和5年9月20日(水)
採用予定日	令和6年4月1日(月)

★ 三原市職員採用資格試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、経費は市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は必ず受験するようお願いいたします。

1 試験職種、採用予定人数及び応募資格

試験職種	採用予定人数	応募資格(年齢は令和6年4月1日時点)
A 一般事務職 (初級)	若干名	平成14年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた人(18歳～21歳)
B 言語聴覚士職 (上級)	1名	平成5年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた人(22歳～30歳)で、言語聴覚士免許を有する人、又は令和6年3月31日までに取得する見込みの人
C 管理栄養士職 (社会人経験者)	1名	昭和59年4月2日～平成8年4月1日までに生まれた人(28歳～39歳)で、管理栄養士免許を有しており、管理栄養士としての職務経験が令和5年9月30日時点で通算して5年以上ある人
D 土木技術職 (社会人経験者)	若干名	昭和59年4月2日～平成8年4月1日までに生まれた人(28歳～39歳)で、民間企業等での土木技術(設計・施工管理)に係る職務経験が令和5年9月30日時点で通算して5年以上ある人
E 消防士職	3人程度	平成8年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた人(18歳～27歳)で、次のア～イに該当する人 ア 採用後、次のいずれかの区域内に居住できる人 (ア) 三原市消防署管轄区域内(三原市、世羅郡世羅町) (イ) 最寄の署所に1時間以内で応召できる区域内 イ 消防業務の遂行に耐えうる体力を有している人

【注意事項】

- (1) 採用予定人数は、変更する場合があります。
- (2) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、採用される資格を取り消すことがあります。
- (3) 次に該当する人は受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) B 言語聴覚士職（上級）は、言語聴覚士免許を令和6年3月31日までに取得することができない場合、採用される資格を失います。
- (5) C 管理栄養士職（社会人経験者）及びD 土木技術職（社会人経験者）の応募資格「職務経験」として通算する期間には、会社員、公務員、各種法人職員、自営業者等として、2年以上継続して勤務（週当たりの勤務時間が、平均29時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。ただし、在学中の期間及び連続して1か月を超えて勤務等に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は除きます。また、同一期間内に複数の経験が重複する場合は、いずれか一方に限ります。最終合格後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

なお、職歴証明書等を提出できない場合や、通算して5年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (6) E 消防士職を除き、日本国籍を有しない「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます。（消防業務は公権力の行使を伴う業務であるため、日本国籍を有しない人は職につくことができません。）

ただし、日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、令和6年3月までに取得できない場合、採用される資格を失います。

2 受験申込手続き

(1) 申込方法

この試験での申し込みは、三原市電子申請システムを利用してください。

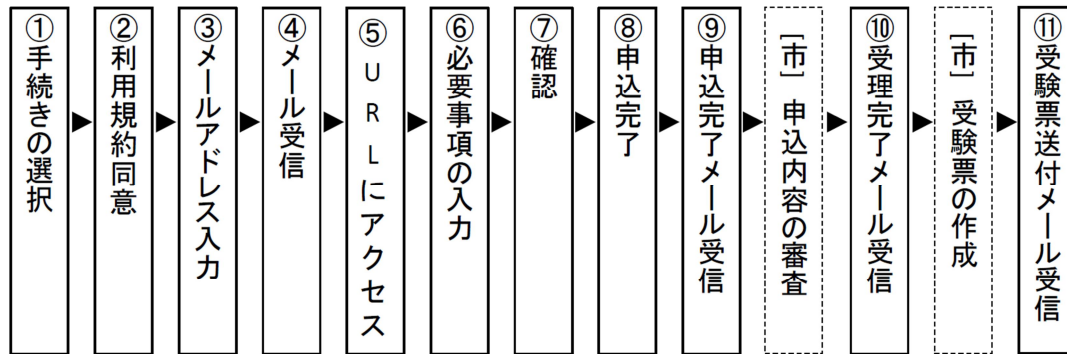
電子申請システムへのアクセス

URL:https://apply.e-tumo.jp/city-mihara-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay



▲電子申請システム

■手続きフロー図（利用者登録せずに申し込む場合）



※利用者登録を行い、ログインして手続きする場合は、上記③～⑤までが省略されます。

【申込みにあたっての注意事項】

①入力する内容は次のとおりです。あらかじめ入力内容を準備しておくとはスムーズです。

申込者情報	氏名/生年月日/性別(任意)/郵便番号/住所/電話番号/メールアドレス/顔写真
学歴情報	中学校以降～最終学歴まで。校名/在籍期間
職歴情報	職歴がある人のみ。社名/所在地/職務内容/在職期間
資格免許	取得(見込)年月/資格免許証の写し ※B言語聴覚士職, C管理栄養士職のみ。
その他	受験時に配慮を必要とする事項の有無

②C 管理栄養士職（社会人経験者）及びD 土木技術職（社会人経験者）の申込者は、申し込み時に「職務経歴書」を添付してください。様式を市ホームページからダウンロードし、必要事項を入力したファイルを電子申請システム申込ページにアップロードしてください。

③申込みは、1つの試験職種に限ります。申込完了後の試験職種の変更はできません。

④車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

⑤電子申請システムからの申し込みを原則としますが、特別な事情により電子申請システムの利用ができない場合は、総務部職員課（電話：0848-67-6025）までお問合せください。

(2) 申込受付期間

令和5年9月1日（金）午前8時30分から令和5年9月20日（水）午後11時59分までです。

受付期間中なら、24時間いつでも申込みできます。（一時的にシステムメンテナンスを行う場合があります。）

期間内に申込完了（申込完了メールの受信）したものを有効とします。機器トラブル、通信障害、

締め切り直前の混雑等、いかなる理由があっても期間を過ぎたものは受付いたしませんので、時間に余裕をもってお申込みください。

(3) 照会等

受験手続、その他この試験に関することについては、総務部職員課（電話：0848-67-6025）にお問い合わせください。

(4) 受験票の印刷

受験票は、電子申請システムからダウンロードし、A4サイズでカラー印刷し、試験当日に必ず持参してください。

受験票のダウンロード可能開始日は、電子申請システムから送信する「受験票送付メール」にて御案内します。（9月末までに送信予定）

受験票送付メールが届いたら、電子申請システムの「申込内容照会」画面から、申込完了時に付与された「整理番号」及び「パスワード」によりログインし、受験票を取得してください。

10月になっても受験票送付メールが届かない場合は、申込完了時の「整理番号」をお手元にご準備のうえ、総務部職員課（電話：0848-67-6025、電子メール：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp）までご連絡ください。

【注意事項】

- (1) 必要に応じて、別途資料の提出を求める場合があります。なお、提出された書類は返却しません。
- (2) 申込後、受験を辞退する場合は、令和5年9月24日（日）までに総務部職員課（電話：0848-67-6025 電子メール：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp）へ連絡してください。
- (3) 上記（2）の期限後であっても、受験を辞退する場合は、総務部職員課へ電話又は電子メールでご連絡ください。

3 試験の内容

試験は第一次試験，第二次試験及び第三次試験とし，第二次試験は第一次試験の合格者について，第三次試験は第二次試験の合格者について行います。

(1) A 一般事務職（初級）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	教養試験 (択一式)	(高校卒業程度) 時事，社会・人文，自然に関する一般知識及び文章理解，判断・ 数的推理，資料解釈に関する能力を問う問題	2 時間
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な職場適性についての検査	20 分
第二次試験	論文試験 (記述式)	課題に対する理解，思考力，表現力等についての筆記試験 (論文テーマは，試験当日に発表します。)	50 分
	面接試験 (個別)	主として人物，識見等についての個別面接	—

(2) B 言語聴覚士職（上級）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	教養試験 (択一式)	(大学卒業程度) 時事，社会・人文，自然に関する一般知識及び文章理解，判断・ 数的推理，資料解釈に関する能力を問う問題	2 時間
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な職場適性についての検査	20 分
第二次試験	論文試験 (記述式)	課題に対する理解，思考力，表現力等についての筆記試験 (論文テーマは，試験当日に発表します。)	50 分
	面接試験 (個別)	主として人物，識見等についての個別面接	—

(3) C 管理栄養士職（社会人経験者）

D 土木技術職（社会人経験者）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	教養試験 (択一式)	(高校卒業程度) 社会についての関心や基礎的・常識的な知識，職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題	1 時間 15 分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な職場適性についての検査	20 分
第二次試験	面接試験 (個別)	主として人物，識見等についての個別面接	—

(4) E 消防士職

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	教養試験 (択一式)	(高校卒業程度) 時事，社会・人文，自然に関する一般知識及び文章理解，判断・数的推理，資料解釈に関する能力を問う問題	2 時間
	適性検査 (択一式)	職務・職場への適応性についての検査	15 分
第二次試験	適性検査 (択一式)	職務・職場への適応性についての検査	20 分
	実技試験	消防業務遂行に必要な体力についての試験（腕力，腹筋，走力等）	—
第三次試験	面接試験 (個別)	主として人物，識見等についての個別面接	—
	身体検査	健康状態についての医学的検査 ※各自で医療機関において所定の項目についての健康診断を受検の上，所定の様式により身体検査票を提出していただきます。 詳細は第二次試験合格者に別途，お知らせします。	—

※消防士職の身体検査は，職務遂行上支障がないことに加え，聴力が正常であること，視力が両眼で 0.7 以上かつ一眼でそれぞれ 0.3 以上(矯正視力を含む)であることについて確認します。

4 試験日、場所及び合格発表

区分	職種	試験日	場所	合格発表
第一次試験	共通	令和5年10月15日(日)	三原市中央公民館(円一町二丁目) 電話：0848-64-2137	10月下旬 予定
第二次試験	A, B, C, D	令和5年11月12日(日) 予定	三原市役所	11月下旬 予定
	E	令和5年11月12日(日) 予定	三原市消防本部(宮浦一丁目)	11月下旬 予定
第三次試験	E	令和5年12月16日(土) または17日(日) 予定	三原市役所	12月下旬 予定

(注意) ※1 試験会場及び周辺商業施設の駐車場への受験関係者の駐車を禁止とします。

※2 合格発表は、三原市役所1階掲示場に掲示するほか、ホームページへの掲載及び合格者への個別通知(郵送)を行います。

5 採用等

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿又は補欠合格者名簿に登載されます。両名簿の有効期限は、令和6年3月31日までです。
- (2) 採用候補者名簿登載者には、次の書類を、後日提出していただきます。
 - ア 最終学校(卒業見込者は在学学校)の卒業証明書及び成績証明書
 - イ 健康診断書(所定の用紙により受診したもの。最終合格発表後に配布)
 - ウ 職歴証明書(職歴がある方のみ)
- (3) 採用候補者名簿登載者は、原則全員採用されます。補欠合格者名簿登載者は、採用辞退や職員の辞職等が発生した場合、補欠順位の上位者から採用候補者名簿に繰上げます。
- (4) 採用後は、市長事務部局等の各課に配属されます。採用はすべて条件付きで、原則として採用から6箇月間を良好に勤務したとき正式採用になります。

6 給与

(1) 初任給は年齢・経験により異なりますが、基本的な初任給は次のとおりです。

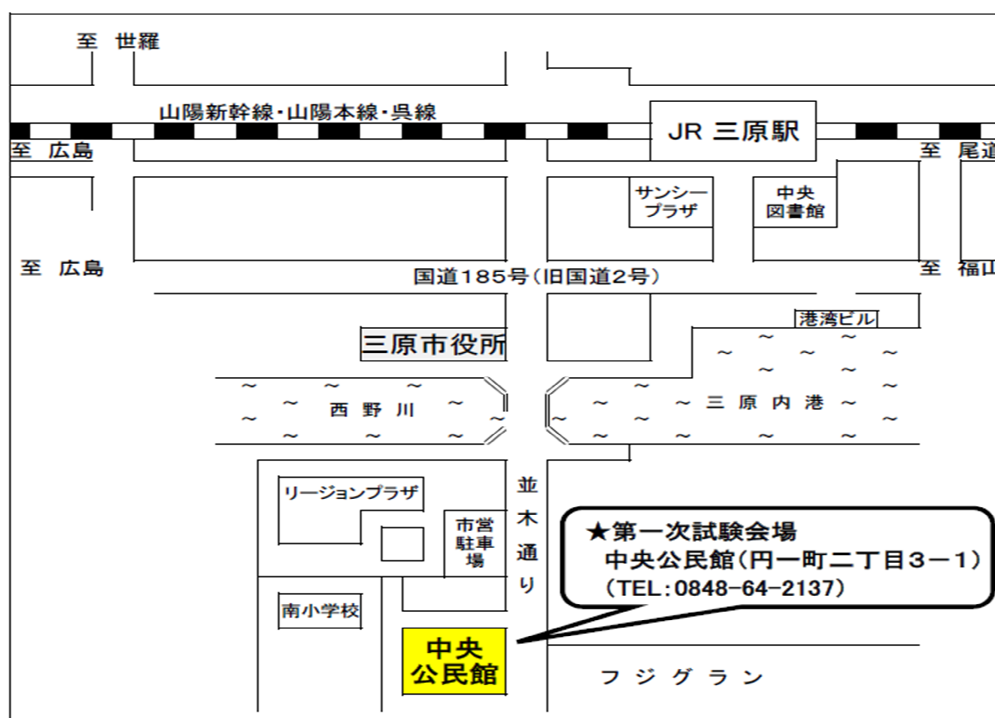
職種	学歴等	初任給
一般事務職（初級）	高校新卒者	163,667 円（地域手当 3%含む）
言語聴覚士職（上級）	大学新卒者	197,451 円（地域手当 3%含む）
管理栄養士職（社会人経験者）	大卒・民間経験 12 年	284,486 円（地域手当 3%含む）
土木技術職（社会人経験者）	大卒・民間経験 15 年	307,970 円（地域手当 3%含む）
消防士職	大学新卒者	209,296 円（地域手当 3%含む）
	高校新卒者	179,735 円（地域手当 3%含む）

(2) その他扶養手当，住居手当，通勤手当，期末手当，勤勉手当等の諸手当が支給されます。

7 勤務時間

勤務時間は原則として1日7時間45分，1週平均38時間45分です。

※第一次試験会場案内図



三原市がめざす将来像

行きたい 住みたい つながりたい

世界へはばたく 瀬戸内元気都市みはら

求められる職員像

- ★市民とともに，行動する職員
- ★行政のプロとして，信頼が得られる職員
- ★新たな課題に挑戦する職員
- ★経営感覚を持つ職員
- ★自らを律し，成長し続ける職員

参考：日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、三原市では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

1 公権力の行使に当たる業務

- (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- (2) 市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務

2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職（ライン職）の課長以上の職が該当します。